

# 1

## パブリックコメント手続（意見募集）制度 4月1日からスタート

**田** 原市では、市民の皆さんからの意見を求める「パブリックコメント手続制度」を導入します。

この制度は、市が皆さんに直接関係する計画などを策定する場合に、あらかじめ素案を公表して、その素案に対する皆さんの意見を聴く機会を設け、提出していただいた意

見を考慮して計画などの意思決定を行うものです。今後は、パブリックコメント手続により意見をお聴きするときは、市ホームページなどでお知らせします。手続きの概要は以下のとおりです。詳しくは、文書課へお問い合わせください。

### 【対象となる計画など】

市の基本的な施策の計画、方針など  
市の基本方針を定める条例  
市民などに義務を課し、または権利を制限する条例  
（金銭徴収に関するものは除く）  
そのほか、実施機関が必要と認めるもの

### 【意見を提出できる人】

市内に住所のある方  
市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体  
市内の事務所または事業所に勤務している方  
市内の学校に在学している方  
に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

### 意見募集中（試行）

パブリックコメント手続制度の試行として「田原市行政改革大綱（素案）」および「田原市集中改革プラン（素案）」について意見を募集しています。なお、市ホームページでも情報を掲載しています。

#### 募集期間

3月10日（金）まで

#### 素案公表場所

総務課、市民生活課（赤羽根支所・渥美支所）  
提出方法

#### 素案公表場所への持参

郵便  
FAX  
電子メール

住所・氏名・件名を明記のうえ提出（個々の意見には直接回答いたしません）

総務課 ☎23局3506

FAX ☎23局0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>  
E-mail [somu@city.tahara.aichi.jp](mailto:somu@city.tahara.aichi.jp)

### パブリックコメント手続きの流れ

